

# 平成30年度助成金募集要領

公益財団法人東京防災救急協会

当協会では公益財団法人東京防災救急協会定款及び同助成規程に基づき、東京都内において消防署と一体となって防火防災思想の普及及び応急手当普及啓発事業等の促進を図るなど、都民生活の安全・安心に寄与する活動を支援しております。

助成を希望する場合は、下記の内容をよく確認した上で、申請手続きをお願いします。

## 記

### 1 助成対象事業

助成対象事業は、都民、事業所関係者を対象とした次に掲げる事業とします。

- (1) 講習会、研修会、研究会等の実施に関する事業
- (2) 事業所における自主防災組織の育成指導に関する事業並びに幼少年の育成に関する事業
- (3) 応急手当及び救急についての普及啓発に関する事業
- (4) 前各号に定めるもののほか、火災予防思想、火災予防知識・技術及び応急手当の普及並びに防災行動力の向上に関する事業

### 2 助成対象団体

東京都内において、営利を目的とせず、防火防災思想の普及促進を図るなど、都民生活の安全と安心に寄与する活動を継続的に消防署と一体となり行っている団体とします。

### 3 平成30年度助成総額（規模）

約1,400万円の範囲内となります。

### 4 助成金額

助成金額は、助成対象となる事業の規模等に応じ、決定し交付することとし、1件につき150,000円を上限とします。

**なお、助成の交付決定がされた金額の合計が前3の助成総額を超えた場合は、按分した金額を助成します。**

### 5 助成対象となる主な経費等

- (1) 事業実施に伴う講演会・講習会等の講師謝金、会場借上げ費及び資料作成費、広報用リーフレット、記念品の作成費などです。
- (2) 飲食費、郵送費、保険料、団体の運営経費、交通費、旅費などは対象となりません。
- (3) 講演会等の演題が明らかに防火防災思想の普及促進に結びつかないと判断されるもの等は対象となりません。

### 6 助成事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに事業が終了すること。

### 7 平成30年度申請期間

**平成30年4月1日（日）から平成30年4月30日（月）必着まで**

### 8 申請方法等

- (1) 助成を希望する団体は、前7の申請期間内に、別記様式第1号「助成申請書」に必要事項

を記載し、当該団体の規約及び役員名簿等を添付して、総務部企画課あてに送付して下さい。

(2) 申請期間は、年度内1度のみとなります。申請期間を厳守してください。

9 助成の交付決定等

- (1) 「助成申請書」の提出を受けた後、助成事業選考委員会において助成内容の審査を行い、助成の適否、助成金額を決定し、結果について各団体に通知します。
- (2) 助成が決定したものについては、決定後30日以内に、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。なお、振り込みに手数料が発生する場合は、助成金から手数料を控除した額を振り込みます。

10 助成決定等に係る主なスケジュール

- (1) 助成事業選考委員会による審査  
平成30年5月中旬から5月下旬
- (2) 審査結果通知  
平成30年5月下旬から6月上旬

11 事業の中止等について

助成申請した事業を中止した場合や支出額が助成金額に満たない場合には、助成金の返還対象となりますので、速やかに書面にて連絡して下さい。

なお、助成金の返還に伴い振込手数料が発生した場合は、申請団体の負担となります。

12 助成事業実績報告

別記様式第3号「助成事業実績報告書」に助成事業実施概要、実施状況写真及び用途を証明する書類（領収証の写し）、成果物（申請団体の名入りリーフレット等）を添付し、事業終了後30日以内に総務部企画課あてに送付して下さい。

13 その他

- (1) 助成金の交付状況等については、ホームページ等で公表いたします。
- (2) 助成金の交付を受けて実施した事業内容等については、当協会情報誌等に掲載し、広く紹介する場合があります。

問合せ先・申請先

〒102-0083  
東京都千代田区麹町一丁目12番地 東京消防庁麹町合同庁舎3階  
公益財団法人東京防災救急協会総務部企画課 助成金担当  
電話 03-3556-3701  
FAX 03-3556-3705